

[保健福祉部 社会福祉課 所管]

○社会福祉事務に要する経費 (03010104) 1,857,476 円 (1,844,653 円) 決算書 P134

〈国・県：264,089 円 一財：1,593,387 円〉

* 特定財源積算根拠

- ・ 県負：行旅病人取扱費負担金 202,920 円
- ・ 県委：県事務処理特例交付金 61,169 円

(目的)

福祉向上の普及啓発活動や住民への支援により福祉の増進を図る。

(内容)

各種団体への負担金及び補助金を助成し福祉の増進強化を図る。

(効果)

保護司会や人権擁護委員など各種団体等の支援により、社会福祉の向上に寄与した。

○民生委員活動に要する経費 (03010105) 4,089,151 円 (4,124,239 円) 決算書 P136

〈国・県：11,280 円 一財：4,077,871 円〉

* 特定財源積算根拠

- ・ 県委：県事務処理特例交付金 11,280 円

(目的)

民生委員が社会奉仕の精神をもって相談指導にあたり、関係機関との協力及び連携を図る。

(内容)

民生委員・児童委員 89 人
坂東市民生委員協議会に対する助成 495,000 円

(効果)

社会福祉の増進に寄与した。

○障害者福祉に要する経費 (03010106) 25,354,393 円 (17,798,800 円) 決算書 P138

〈国・県：9,404,639 円 一財：15,949,754 円〉

* 特定財源積算根拠

- ・ 国負：特別障害者手当等給付費負担金 8,175,037 円
- ・ 国負：特別障害者等手当支給費負担金過年度精算金 21,900 円
- ・ 国補：社会資本整備総合交付金（重度障害者住宅リフォーム助成事業） 425,000 円
- ・ 国委：特別児童扶養手当事務取扱交付金 155,702 円
- ・ 県補：軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業補助金 42,000 円
- ・ 県補：在宅障害児福祉手当補助金 585,000 円

(目的)

障がい者福祉の向上を図るため、特別障害者手当の支給、住宅リフォームの補助、福祉タクシー券の交付等を行う。

(内容)

1. 障害者手帳交付用診断書代補助事業

身体・精神に障がいを有する者に、障害者手帳・通院受給者証交付申請に必要な診断書代を助成することにより福祉の向上を図る。

申請者 411 人 797,225 円

2. 特別障害者手当等支給事業

日常生活において常時特別の介護を必要とする重度の障がい者に対し、手当を支給することにより障がい者の福祉の向上を図る。

特別障害者手当	23人	月額	26,810円
経過的福祉手当	1人	月額	14,580円
障害児福祉手当	15人	月額	14,580円
計			10,819,620円

3. ミニファックス使用事業

聴覚に障がいがあるため、日常の交信をファクシミリで行っている世帯に対し、使用料の一部を補助することにより社会参加の促進を図る。

2人 計 66,581円

4. 障害者福祉タクシー利用事業

障害者に対し、医療機関等への通院等に要するタクシー料金の一部を助成する。

26枚×730円=18,980円 516枚×660円=340,560円 計 359,540円

5. 難病患者福祉手当支給事業

難病患者に対し、手当を支給することにより、経済的負担の軽減を図る。

申請者 195人 1,950,000円

6. 精神障害者通院福祉医療費

医療費の自己負担のうち国保・社保に関わらず半額を負担する。

申請者 267人 3,133,475円

7. 障害者授産施設通所事業

1事業所 9人利用 216,000円

(効果)

障がい者及び障がい児の福祉の向上及び介護家族の負担軽減が図られた。

○障害者自立支援事務に要する経費 (03010107) 3,596,624円 (3,190,046円) 決算書 P140

[総務部 総務課 所管 842,400円含む]

〈国・県：251,343円 一財：3,345,281円〉

*特定財源積算根拠

- ・国補：障害者地域生活支援事業費等補助金 140,000円
- ・県委：県事務処理特例交付金 111,343円

(目的)

障がい者福祉サービスを適正に提供するための基準となる障がいの程度区分を判定する審査会の円滑な運営を推進する。

(内容)

1. 障害支援区分認定等事務費

障がい者サービスの受給に必要な障害者審査会等に係る経費等を助成し、福祉の増進強化を図る。

- ・障害者審査会委員報酬 804,000円
- ・医師意見書作成手数料 362,686円

2. 支援費システム使用料 842,400円

(効果)

福祉サービスの利用促進と福祉の増進が図られた。

○障害者自立支援介護給付に要する経費 (03010108) 569,424,144円 (526,989,650円)

決算書 P140

〈国・県：392,575,566円 一財：176,848,578円〉

*特定財源積算根拠

- ・国負：障害者自立支援給付費等負担金 244,565,223円

・国負：障害者自立支援給付費等負担金過年度精算金	3,825,972円
・国負：障害者自立支援等医療費負担金	1,816,592円
・県負：障害者自立支援給付費等負担金	141,459,483円
・県負：障害者自立支援等医療費負担金	908,296円

(目的)

障がい者が日常生活を営む上で介護が必要な場合に、介護サービスを利用することにより障がい者の自立を図ることを目的とする。

(内容)

1. 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行い、また創作活動や生産活動の機会も提供する。

利用者 142人 372,935,889円

2. 施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事等を行う。

入所者 95人 139,023,375円

3. 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う。

利用者 4人 15,814,595円

4. 居宅介護

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等（ホームヘルプ）を行う。

利用者 31人 24,829,861円

5. 行動援護

移動時等において必要な移動の援護を行う。

利用者 3人 644,458円

6. 短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等（ショートステイ）を行う。

利用者 14人 7,123,205円

7. 計画相談支援

障害者が受けるサービスの利用計画等を作成し、サービス利用計画やサービス利用状況が適当か検証するモニタリング等を行う。

利用者 81人 9,052,761円

(効果)

障がい者が必要とするサービスを提供することにより、障がい者の自立が図られた。

○障害者自立支援訓練等給付に要する経費（03010109） 241,869,554円（232,655,225円）

決算書P142

〈国・県：183,041,867円 一財：58,827,687円〉

*特定財源積算根拠

・国負：障害者自立支援給付費等負担金	120,934,777円
・国負：障害者自立支援給付費等負担金過年度精算金	1,639,702円
・県負：障害者自立支援給付費等負担金	60,467,388円

(目的)

障がい者又はその保護者、介護者が生活訓練や就労に向けた訓練等を受け、自立を図る。

(内容)

1. 共同生活援助

夜間や休日、共同生活を行う住居（グループホーム）で、相談や日常生活上の援助を行う。

入所者 56人 77,857,176円

2. 自立訓練

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練（機能訓練・生活訓練）を行う。

利用者 7人 10,549,287円

3. 就労移行支援

一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

利用者 20人 35,707,688円

4. 就労継続支援

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練（A型：雇成型 B型：非雇成型）を行う。

利用者 A型19人 B型63人 117,755,403円

(効果)

訓練により自立が図られる。

○障害者自立支援等医療給付に要する経費（03010110） 63,054,388円(48,432,053円)

決算書 P142

〈国・県：46,012,837円 一財：17,041,551円〉

*特定財源積算根拠

・国負：障害者自立支援等医療費負担金	29,805,864円
・国負：障害者自立支援等医療費負担金過年度精算金	459,030円
・県負：障害者自立支援等医療費負担金	15,747,943円

(目的)

障がい者（児）が更生するための医療給付を行う。

(内容)

1. 障害者更生医療給付事業

その他の疾病 11人 生活保護者更生医療該当（人工透析）12人 62,541,104円

2. 育成医療給付事業

そしゃく機能障害 3人 視覚障害 1人
小腸機能障害 1人 その他の内部障害 2人 450,668円

(効果)

更生医療、育成医療給付により、障がい者（児）がスムーズに生活できるようになる。

○障害者自立支援補装具給付に要する経費（03010111） 10,906,125円（8,075,644円）

決算書 P142

〈国・県：7,926,531円 一財：2,979,594円〉

*特定財源積算根拠

・国負：障害者自立支援給付費等負担金	5,200,000円
・県負：障害者自立支援給付費等負担金	2,726,531円

(目的)

身体の失われた部分や障がいのある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具を給付し、障がい者の自立促進を図る。

(内容)

給付金額 10,906,125 円

・障がい者補装具

車椅子	12件	下肢装具	14件	義足	6件
補聴器	13件	座位保持装置付車椅子	5件	座位保持装置付電動車椅子	5件
靴型装具	4件	体幹装具	1件		

・障がい児補装具

下肢装具	6件	車椅子	3件	上肢装具	1件	靴型装具	2件
座位保持装置	4件	補聴器	1件	歩行器	1件	歩行補助杖	1件
座位保持椅子	3件	座位保持装置付車椅子	1件				

(効果)

失われた機能を補うことにより障がい者が自立・更生できる。

○地域生活支援事業に要する経費 (03010112) 63,009,482 円 (59,622,520 円) 決算書 P142

〈国・県：18,560,000 円 一財：44,449,482 円〉

* 特定財源積算根拠

- ・国補：障害者地域生活支援事業費等補助金 12,420,000 円
- ・県補：障害者地域生活支援事業費等補助金 6,140,000 円

(目的)

障がい者及び障がい児が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的・効果的に実施し、福祉の増進を図る。

(内容)

1. 相談支援事業

地域活動支援センター煌 (きらめき)

利用者 39 人 671 件 1,866,425 円

2. 意思疎通支援 (コミュニケーション支援) 事業

茨城県聴覚障害者福祉センターやすらぎ

利用者 5 人 36 件 283,400 円

3. 移動支援事業

利用者 9 人 271 件 1,481,045 円

4. 地域活動支援センター事業

障がい者が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流促進等の便宜を図る。

煌 (きらめき)	利用者	23人	3,732,852円
精神障害者共同作業所	利用者	19人	7,761,000円
障害者ワークス	利用者	20人	26,386,000円
身障デイサービス (猿島)	利用者	2人	1,399,880円
	計	64人	39,279,732円

5. 日中一時支援事業

しずかの創造苑外20施設

利用者 42人 2,078件 3,751,155円

6. 障害者自動車改造費給付事業

申請者 1人 100,000円

7. 障害者自動車免許取得費給付事業

申請者 1人 100,000円

8. 障害者（児）日常生活用具給付事業

在宅の重度障がい者（児）に対し、日常生活用具を給付することにより日常生活上の便宜を図り、障がい者（児）の福祉増進に資することを目的とする。

給付金額 8,668,365 円

障害者日常生活用具

ストマ用装具	728件	携帯用会話補助装置	1件
オムツ	75件	聴覚障害者ポータブルレコーダー	1件
情報・通信装置	2件	聴覚障害者用通信装置	1件
移動用リフト	2件		

障害児日常生活用具

オムツ	111件	電動式たん吸引器	2件	特殊寝台	1件
移動・移乗支援用具	1件	頭部保護帽	1件	ネブライザー	1件

9. 障害者訪問入浴サービス事業費

申請者 5人 3,301,200 円

(効果)

障がい者（児）の自立した日常生活や社会生活を営むことが可能になり、福祉の増進が図られる。

○障害児通所支援に要する経費（03010113） 138,898,003 円（93,014,539 円） 決算書 P144

〈国・県：103,346,657 円 一財：35,551,346 円〉

* 特定財源積算根拠

- ・国負：障害児入所給付費等負担金 66,635,000 円
- ・国負：障害児入所給付費等負担金過年度精算金 1,992,769 円
- ・県負：障害児入所給付費等負担金 34,718,888 円

(目的)

放課後等デイサービス等に障がい児を保護者のもとから通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を提供する。

(内容)

1. 障害児相談支援

障がい児が受けるサービスの利用計画等を作成し、サービス利用計画やサービス利用状況が適当か検証するモニタリング等を行う。

利用者 57人 7,410,403 円

2. 児童発達支援

未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。

利用者 96人 24,531,680 円

3. 放課後等デイサービス

就学中の障がい児に、授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

利用者 133人 106,955,920 円

(効果)

生活能力の向上、社会との交流等が図られた。

○こども発達センター運営に要する経費（03010114） 6,541,827 円（17,222,617 円）

決算書 P144

〈その他：6,541,827 円〉

＊特定財源積算根拠

- ・負担金：こども発達センター利用者負担金 631,423 円
- ・諸収入：こども発達センター事業費負担金 5,910,404 円

(目的)

就学前の発達に心配のある幼児に対して、療育等を実施し、児童福祉の増進を図る。

(内容)

就学前の発達に心配のある幼児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。

- ・発達指導臨時職員賃金 4,505,738 円
- ・臨床心理士、言語聴覚士、歯科衛生士報償費 1,300,000 円
- ・ポーター委託料 270,000 円

(効果)

生活能力の向上、園や家庭での集団生活の安定に向けた取り組みが行われた。保護者に寄り添い、子育ての安心感を育てる一助になってきている。

○放課後等デイサービス事業に要する経費(03010115) 3,793,996 円(新規事業) 決算書 P146

〈その他：2,083,650 円 一財：1,710,346 円〉

＊特定財源積算根拠

- ・負担金：放課後等デイサービス利用者負担金 81,487 円
- ・諸収入：放課後等デイサービス事業費負担金 2,002,163 円

(目的)

学童期(6歳～18歳)の発達に心配のある児童生徒に対して療育を実施し、児童福祉の増進を図る。

(内容)

学童期(6歳～18歳)の発達に心配のある児童生徒に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、就労に向けての適応訓練その他必要な支援を行う。

- ・発達指導臨時職員賃金 53,900 円
- ・施設用備品購入費 679,512 円
- ・委託料 427,282 円
- ・使用料及び賃借料 674,284 円

(効果)

学校や家庭での集団生活への適応と本人及びご家族の安心への一助になっている。

○社会福祉団体補助に要する経費(03010116) 73,071,000 円(71,061,000 円) 決算書 P148

〈一財：73,071,000 円〉

(目的)

市の福祉団体及び戦没者関係団体に対し活動援助を目的とする。

(内容)

市身体障害者福祉協議会補助金	394,000 円
市視覚障害者福祉協会補助金	75,000 円
市保護司会補助金	43,000 円
市中心身障害児父母の会補助金	76,000 円
市遺族会補助金	1,590,000 円
市社会福祉協議会補助金	70,854,000 円
市更生保護女性会補助金	39,000 円

(効果)

誰もが安心して暮らせる豊かな地域社会の増進が期待できる。

○生活困窮者自立支援事業に要する経費 (03010117) 2,407,887円 (3,734,777円)

決算書 P148

〈国・県：1,701,150円 一財：706,737円〉

*特定財源積算根拠

・国負：生活困窮者自立相談支援事業費等負担金 1,701,150円

(目的)

最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者に対して、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図る。

(内容)

離職等により経済的に困窮し、住居を失ったまたはそのおそれがある者に対し、家賃相当額を支給する。

生活困窮者からの相談に対応するとともに、自立に向けた計画を作成し、就労支援を行う。

・就労支援員賃金	421,280円
・住居確保給付金	430,000円
・消耗品費	26,771円

○臨時福祉給付金支給に要する経費 (03010118) 133,667,804円 (181,497,254円) 決算書 P148

[総務部 総務課 所管 1,353,587円含む]

〈国・県：129,137,000円 一財：4,530,804円〉

*特定財源積算根拠

・国補：臨時福祉給付金給付事業費補助金	121,755,000円
・国補：臨時福祉給付金給付事務費補助金	7,382,000円

(目的)

消費税率の引上げに際し、低所得者に与える負担の影響に鑑み、低所得者への影響を緩和するため、簡素な給付措置(臨時福祉給付金)を行う。

(内容)

平成28年1月1日基準日において、市民税(均等割)が課税されていない者(市民税(均等割)が課税されている者の扶養親族等を除く。)に対して支給する。

平成29年度臨時福祉給付金の場合 臨時福祉給付金(経済対策分)

・1人につき 15,000円

○支給決定者	8,117人	×15,000円=	121,755,000円
合計			121,755,000円

○生活保護事務に要する経費 (03030101) 3,196,512円 (2,802,428円) 決算書 P182

〈一財：3,196,512円〉

(目的)

生活保護法に基づき、生活保護の実施機関として事務を行うにあたり、その体制を整え効率化を図ることにより、制度の適正実施が期待できる。

(内容)

・生活保護嘱託医報酬	240,000円
・精神科医療要否意見書等委託料	168,000円
・消耗品、印刷製本費、公用車車検	138,568円
・郵送費、支払基金審査手数料	608,081円

・生活保護システム保守、設定	1,462,536円
・レセプト点検	571,327円
・連絡協議会負担金	8,000円

(効果)

生活保護嘱託医の意見聴取により、長期医療扶助患者等に対する適切な指導に努める事ができた。また、レセプト点検実施により診療報酬の適正な支出ができた。

○生活保護扶助費に要する経費(03030201) 819,116,432円(760,427,086円) 決算書P184

〈国・県：629,198,807円 その他：6,161,535円 一財：183,756,090円〉

*特定財源積算根拠

・国負：生活保護費負担金	608,025,000円
・国負：生活保護費負担金過年度精算金	6,623,397円
・県負：生活保護費負担金(法73条関係)	14,550,410円
・諸収入：生活保護法第63条による返還金	5,110,505円
・諸収入：生活保護法第78条による返還金	1,049,830円
・諸収入：診療報酬返還金	1,200円

(目的)

要保護者に対し、一定の基準に従い必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともにその自立を期待する。

(内容)

・現状(平成30年3月31日現在)

保護世帯数	355世帯
保護人数	462人

・扶助別内訳

生活扶助	248,058,102円
住宅扶助	88,708,824円
教育扶助	3,927,989円
医療扶助	404,140,290円
介護扶助	28,098,130円
生業扶助	856,222円
葬祭扶助	5,037,417円
施設事務費	10,118,860円
就労自立給付金	260,841円

(効果)

被保護者の早期自立に向け、日常生活・社会生活や就労支援に努めることができた。

○災害救助に要する経費(03040101) 591,944円(3,848,580円) 決算書P184

〈国・県：591,944円〉

*特定財源積算根拠

・県補：災害救助費繰替支弁費交付金	591,944円
-------------------	----------

(目的)

- ・市在住者の住宅が火災にあった場合、見舞金を支給し被災者の自立更生の援護を図る。
- ・東日本大震災において被災した方々の支援を行うため、住宅を借上げて、長期滞在型の避難所として設置する。

(内容)

- ・住宅借上料 1件 552,000円
- ・火災見舞金 3件×10,000円 30,000円

(効果)

被災者を慰め、自立を援助する。

[保健福祉部 子育て支援課 所管]

○児童福祉事務に要する経費 (03020101) 29,922,214円 (27,309,640円) 決算書 P160

[総務部 総務課 所管 2,185,920円含む]

〈国・県：5,521,338円 その他：100,570円 一財：24,300,306円〉

*特定財源積算根拠

- ・国負：母子生活支援施設措置費等負担金 365,911円
- ・国補：ひとり親家庭高等技能訓練促進費交付金 4,818,000円
- ・県負：母子生活支援施設措置費等負担金 157,310円
- ・県委：県事務処理特例交付金 180,117円
- ・負担金：日本スポーツ振興センター保護者負担金
 - H28途中入所児分 210円×22人=4,620円
 - H29在籍児分 210円×425人=89,250円
- ・負担金：母子生活支援施設入所者負担金 6,700円

(目的)

児童福祉法の理念に基づき、児童が心身共に健やかに生まれ育成されるよう、児童の健全育成を図る。

(内容)

・母子家庭等児童学資金

父子家庭、母子家庭または、両親のいない家庭の義務教育就学児を養育している保護者に対し、月額2,500円の学資金を支給する。

支給額 2,500円×延べ6,904人=17,260,000円

H30.3.31現在受給者数 434人

・交通遺児学資金

交通事故により父もしくは母、またはその双方を亡くした児童を養育する保護者に対し、月額5,000円の学資金を支給する。

支給額 5,000円×延べ36人=180,000円

H30.3.31現在受給者数 2人

・ひとり親家庭高等技能訓練促進費

ひとり親家庭の父または母が、就職に有利で生活の安定に役立つ資格を取得するために、養成機関で1年以上修学する場合に給付金を支給する。支給期間は、修業期間全期間とし上限3年。さらに、養成機関で1年以上のカリキュラムを終了し、資格の取得が見込まれる者に入学支援修了一時金を支給する。

入学支援修了一時金 50,000円×1人 = 50,000円

支給額 100,000円×2人×12月=2,400,000円

100,000円×1人×4月=400,000円

100,000円×2人×8月=1,600,000円

70,500円×1人×12月=846,000円

70,500円×2人×4月=564,000円

70,500円×1人×8月=564,000円

計 6,424,000 円

・家庭相談員が家庭児童福祉に関する相談指導業務を行い、虐待防止等に努めるなど家庭における児童福祉の向上を図る。

(効果)

広報紙及びホームページで母子家庭等児童学資金及び交通遺児学資金制度について周知し、ひとり親世帯の生活の安定と児童の健全育成に寄与することができた。

家庭相談員の設置により、要保護児童の早期対応による適切な保護と関係機関との適切な連携を図ることができた。

○子育て支援に要する経費 (03020102) 33,535,460 円 (37,351,734 円) 決算書 P162

(国・県：1,022,000 円 一財：32,513,460 円)

*特定財源積算根拠

- ・国補：利用者支援事業費補助金 511,000 円
- ・県補：利用者支援事業費補助金 511,000 円

(目的)

育児援助事業や、奨励金の支給及び子育ての相談窓口を設けることにより、子育て世代が余裕をもって子育てができるように支援する。

(内容)

・子育てサポーター設置事業委託料

地域において育児支援を必要とする家庭に対して、保護者の代わりに子どもを預かるなどの育児支援事業を社会福祉協議会に委託する。

委託料	150,000 円
協力会員	11人
利用会員	4人
利用人数	延べ 6人
利用時間	延べ 10時間

・さわやか子育て出産奨励金

住民基本台帳に6ヶ月以上登録され、2児を養育しかつ3子以上を出産後、その児童を6ヶ月以上養育、監護しているものに支給する。(1人につき500,000円)

支給額 第3子以上 250,000円×延べ127人= 31,750,000円

出産後6ヶ月経過後に1/2、1年経過後に1/2を支給

支給申請者数	第3子	67人
	第4子以上	14人

・子育て支援員を窓口配置し、子ども及び子どもの保護者等に、教育・保育、地域の子育て支援の利用についての情報の提供、相談、助言、関係機関等との連絡調整等の支援業務を行う。

(効果)

さわやか子育て出産奨励金の支給事業等により、子育て世帯の生活の安定と児童の健全な育成が図られた。

○民間保育所運営助成に要する経費 (03020201) 933,877,063 円 (997,112,266 円) 決算書 P162

(国・県：505,173,254 円 その他：118,164,600 円 一財：310,539,209 円)

*特定財源積算根拠

- ・国負：施設型給付費負担金 267,815,947円
- ・国負：地域型保育給付費負担金 16,776,425円
- ・国補：地域子育て支援拠点事業費補助金 17,086,000円
- ・国補：一時預かり事業費補助金 3,751,000円

・国補：延長保育事業費補助金	4,932,000円×1/3＝	1,644,000円
・国補：病児保育事業費補助金	4,224,000円×1/3＝	1,408,000円
・国補：保育所等整備交付金		6,665,000円
・県負：施設型給付費負担金		133,907,811円
・県負：地域型保育給付費負担金	33,552,848円×1/4＝	8,388,212円
・県補：施設型給付費補助金	30,281,378円×1/2＝	15,140,689円
・県補：多子世帯保育料軽減事業費補助金		5,893,170円
・県補：民間保育所等乳児等保育事業費補助金		2,808,000円
・県補：延長保育事業費補助金	4,932,000円×1/3＝	1,644,000円
・県補：病児保育事業補助金	4,224,000円×1/3＝	1,408,000円
・県補：地域子育て支援拠点事業費補助金		17,086,000円
・県補：一時預かり事業費補助金		3,751,000円
・負担金：岩井保育園委託保護者負担金		27,100,500円
・負担金：小山保育園委託保護者負担金		38,709,950円
・負担金：さしま保育園委託保護者負担金		23,132,200円
・負担金：若草明德保育園委託保護者負担金		27,983,050円
・負担金：管外民間保育所委託保護者負担金		1,238,900円

(目的)

共働き家庭が増加し、家庭外保育を必要とする児童を保育所等に入所させることにより、親が安心して働く環境を作ることができる。また、多様化する保育需要に応えるため、様々な事業を行う保育所等に補助金を交付することにより、子育てしやすい環境の整備や地域住民との交流により、児童の健全育成を図ることができる。

(内容)

1. 保育所等運営委託 延べ入所人数 12,409人(公立除く)
 - 委託料(保育園) 499,358,770円
 - 扶助費(認定こども園) 318,440,014円
 - 運営経費の一部を負担することにより、児童の健全育成及び保育所等の円滑な運営を図る。
2. 地域子育て支援センター事業委託料 51,260,000円
 - ・岩井保育園 ・認定こども園すずのき ・あかつき保育園 ・さしま保育園
 - ・小山保育園 ・若草明德保育園 ・認定こども園サンキッズ
 - 育児不安等への相談指導や子育てサークル等の育成・支援等により、地域における子育て支援を民間保育園等に委託する。
3. 病後児保育事業委託料 4,500,000円
 - ・医療法人清風会 病後児保育施設「七星」
 - 病気やけがの回復期にあるため、保育所での集団生活が困難な児童の保育を、医療機関に委託する。
4. 民間保育所障害児保育事業委託料 2,893,000円
 - ・小山保育園 ・さしま保育園 ・あかつき保育園 ・認定こども園すずのき
 - 障害をもつ児童を保育する保育園に、重度障害児1人当たり月額74,000円、軽度障害児1人当たり35,000円で事業を委託する。
5. 民間保育所等乳児等保育事業費補助金 5,616,000円
 - ・岩井保育園 ・認定こども園すずのき ・あかつき保育園 ・さしま保育園
 - ・小山保育園 ・若草明德保育園 ・認定こども園サンキッズ ・夢遊児園
 - ・どんぐり保育園 ・ピジョンランド常総保育園 ・認定こども園はなぶさ
 - 1歳児担当(非常勤)保育士を雇用する民間保育所等に助成を行い、乳児等に対する保育の質の向上を図る。

6. 延長保育事業費補助金 4,932,800 円
 ・岩井保育園 ・あかつき保育園 ・小山保育園
 ・さしま保育園 ・若草明德保育園 ・認定こども園サンキッズ
7. 一時預かり事業費補助金 11,253,600 円 (一般型 11,182,000 円 幼稚園型 71,600 円)
 ・認定こども園すずのき ・あかつき保育園 ・小山保育園
 ・さしま保育園 ・若草明德保育園 ・認定こども園さんわ
 保護者の勤務形態の都合や急病、私的理由、その他の都合に対応するため、一時的保育を行う保育園・幼稚園・認定こども園に対し、年間延べ利用児童数により、補助を行う。
8. 防犯対策強化事業費補助金 9,996,000 円
 ・岩井保育園 ・認定こども園すずのき ・あかつき保育園 ・小山保育園
 ・さしま保育園 ・認定こども園サンキッズ
 保育所等に対し、非常通報装置や防犯カメラ等の設置費用を補助し、防犯対策強化を図る。
9. 多子世帯保育料軽減事業費補助金 11,787,850 円
 ・70 世帯
 子どもを3人以上持つ世帯の3歳未満の児童が保育所等に入所した場合、保育料の全額を補助金交付する。
 H30.3.1 現在 保育所等入所人数 1,481 人 (公立 443 人 民間 1,038 人)

(効果)

各民間保育園等が実施する事業に対し、委託・補助を行うことにより、多様化する保育需要に応じたサービスを提供することができ、子育てしやすい環境を整備し、仕事と子育ての両立支援を図ることができた。

○児童手当支給に要する経費 (03020202) 893,882,622 円 (921,719,001 円) 決算書 P166

〈国・県：745,386,452 円 一財：148,496,170 円〉

* 特定財源積算根拠

児童手当

・国負：0歳～3歳未満 (被用者)	126,032,000円 × 37/45 ≒ 103,626,000円
・国負：0歳～3歳未満 (非被用者)	70,020,000円 × 4/6 = 46,680,000円
・国負：3歳以上～小学校修了前 (被用者)	
第1子・第2子	253,044,000円 × 4/6 = 168,696,000円
第3子	57,996,000円 × 4/6 = 38,664,000円
・国負：3歳以上～小学校修了前 (非被用者)	
第1子・第2子	144,481,500円 × 4/6 = 96,321,000円
第3子	40,320,000円 × 4/6 = 26,880,000円
・国負：中学生 (被用者)	108,751,500円 × 4/6 = 72,501,000円
・国負：中学生 (非被用者)	70,439,000円 × 4/6 = 46,959,000円
・国負：特例給付	11,120,000円 × 4/6 = 7,413,333円
・国負：児童手当負担金過年度精算金	627,621円
・県負：0歳～3歳未満 (被用者)	129,405,000円 × 4/45 ≒ 11,502,666円
・県負：0歳～3歳未満 (非被用者)	51,090,000円 × 1/6 = 8,515,000円
・県負：3歳以上～小学校修了前 (被用者)	
第1子・第2子	281,610,000円 × 1/6 = 46,935,000円
第3子	64,200,000円 × 1/6 = 10,700,000円
・県負：3歳以上～小学校修了前 (非被用者)	
第1子・第2子	126,760,000円 × 1/6 ≒ 21,126,666円
第3子	38,760,000円 × 1/6 = 6,460,000円

- ・県負：中学生（被用者） 118,210,000円×1/6 ≒ 19,701,666円
- ・県負：中学生（非被用者） 61,280,000円×1/6 ≒ 10,213,333円
- ・県負：特例給付 11,185,000円×1/6 ≒ 1,864,167円

(目的)

家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図ることを目的に支給。

(内容)

1. 支給対象

0歳から中学校修了前まで

2. 支給額

- 3歳未満 月額 15,000円
- 3歳以上小学校修了前 月額 10,000円（第3子以降は15,000円）
- 中学生 3歳以上月額 10,000円
- 特例給付 3歳以上月額 5,000円

3. 支給時期

・6月、10月、2月に前月分までを支給

4. 支給状況

(単位：人、円)

被用者・非被用者別	支給延べ児童数	支給額
被用者	8,627	129,405,000
非被用者	3,406	51,090,000
被用者小学校修了前 第1子・第2子	28,161	281,610,000
被用者小学校修了前 第3子	4,280	64,200,000
非被用者小学校修了前 第1子・第2子	12,676	126,760,000
非被用者小学校修了前 第3子	2,584	38,760,000
被用者中学校修了前	11,821	118,210,000
非被用者中学校修了前	6,128	61,280,000
特例給付	2,237	11,185,000
計	79,920	882,500,000

H30.3.31 現在 受給者数 3,974人

(効果)

手当を支給することにより、児童を養育する家庭の生活の安定と児童の健全育成に寄与することができた。

○児童扶養手当支給に要する経費 (03020203) 228,799,930円 (237,646,420円) 決算書P166

(国・県：76,413,726円 一財：152,386,204円)

*特定財源積算根拠

- ・国負：児童扶養手当負担金 228,657,170円×1/3≒76,219,056円
- ・国負：児童扶養手当負担金過年度精算金 194,670円

(目的)

父母の離婚などにより父又は母と生計を共にしていない児童の父母、あるいは父母に代わってその児童を養育している人に手当を支給することにより、母子家庭等の生活の安定と自立を支援し、児童の健全な育成の向上を図る。

(内容)

1. 支給対象

父又は母と生計を共にしない18歳未満の児童の父母、又は養育している人で、所得制限限度内の人

全部支給

- ・対象児童 1 人 月額 42,290 円
- ・対象児童 2 人 月額 52,280 円
- ・対象児童 3 人 月額 58,270 円
- ・4 人目以降は、月額 5,990 円ずつ加算

一部支給

- ・1 人目は所得に応じて月額 42,280 円から 9,980 円に減額
- ・2 人目は所得に応じて加算額が月額 9,980 円から 5,000 円に減額
- ・3 人目は所得に応じて加算額が月額 5,980 円から 3,000 円に減額

支給者

全部支給	延べ 2,700 人	支給額	114,220,960 円
一部支給	延べ 3,025 人	支給額	88,626,590 円
加算額	延べ 3,073 人	支給額	25,843,460 円
計			228,691,010 円

H30.3.31 現在受給者数 479 人

2. 支給時期

4 月、8 月、12 月に前月分までを支給

(効果)

市広報紙やホームページで児童扶養手当の内容を周知するとともに、児童を養育している一人親家庭等の生活の安定と自立を支援し、児童の健全育成に寄与することができた。

○児童遊園地管理に要する経費 (03020301) 496,800 円 (1,576,800 円) 決算書 P168

〈一財：496,800 円〉

(目的)

各地区児童遊園地を安全・安心に使用できるように、不適格遊具の撤去・新設等を行うことにより、児童が安心して使用でき、健全育成が図られる。

(内容)

- ・遊具点検業務委託 児童遊園地 23 か所 496,800 円

(効果)

児童遊園地の敷地内の整備や不適格遊具の撤去・新設を行うことができ、児童が楽しく安全に遊ぶことができる環境を整備した。

○児童センター運営に要する経費 (03020401) 8,153,823 円 (12,649,925 円) 決算書 P168

〈一財：8,153,823 円〉

(目的)

幼児や児童あるいは親子が安全でよりよい環境の中で過ごすために、適切な遊びの場を提供できるよう、児童センターの適切な維持管理を図る。

(内容)

- ・児童センターの管理業務委託
- ・施設の管理と遊び場の提供

(効果)

安心して利用できる施設として、市内はもとより近隣市町からも保育園児や幼稚園児がバスを利用しながら遠足として児童センターを活用し、楽しく遊べる場を提供することができた。

○放課後児童対策に要する経費（03020501） 94,043,051円（88,057,851円） 決算書 P170

〔総務部 総務課 所管 505,440円含む〕

〈国・県：31,116,000円 その他：37,584,300円 一財：25,342,751円〉

＊特定財源積算根拠

- ・国補：放課後児童健全育成事業費補助金 15,558,000円
- ・県補：放課後児童健全育成事業費補助金 15,558,000円
- ・負担金：放課後児童クラブ保護者負担金 37,454,300円
- ・負担金：放課後児童クラブ保護者負担金過年度分 130,000円

(目的)

労働等により昼間保護者が不在の小学校1年生から概ね6年生の児童に、放課後児童クラブを開設し、適切な遊びの場及び生活の場を提供し、児童の放課後における安全の確保及び健全育成を図る。

(内容)

各小学校単位に放課後児童クラブを開設し、小学校1年生から概ね6年生の児童を保育する。

- ・市直営 7ヶ所 支援員 29名（代替要員5名を含む。）
- ・民間委託 5ヶ所 支援員 19名

児童クラブ入所人数（平成30年3月31日現在）

（単位：人）

ク ラ ブ 名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
あひるクラブ1・2 （岩井第一小）	23	20	8	0	0	0	51
ニコニコクラブ1・2・3・4 （岩井第二小）	44	38	24	3	0	0	109
元気クラブ（弓馬田小）	5	7	2	5	0	0	19
ちびっ子クラブ（神大実小）	11	6	9	1	0	0	27
ひまわりクラブ（七郷小）	6	9	12	0	0	0	27
なかよしクラブ（七重小）	12	11	8	0	0	0	31
なつめっ子クラブ（飯島小）	5	4	1	1	0	0	11
放課後児童クラブ「青空」 （長須小）	11	9	11	3	0	0	34
放課後児童クラブ「ひまわり」 （中川小）	15	22	8	7	0	0	52
さしま保育園児童クラブ1・2 （生子菅小）	15	9	29	5	0	0	58
若草児童クラブ1・2 （逆井山小）	28	20	20	0	0	0	68
明德児童クラブ1・2 （沓掛小・内野山小）	33	22	12	0	0	0	67
計	208	177	144	25	0	0	554

(効果)

保護者が安心して働けるよう、留守家庭児童の放課後における安全の確保及び健全育成が図られた。

(課題)

少子化ながら共働き家庭や母子父子家庭の増加により、入所希望者が増加している。また、放課後児童支援員の確保、研修等の充実を図る必要がある。

○認定こども園ふたば運営に要する経費 (03020602) 74,919,255 円 (81,728,520 円)

決算書 P174

〈国・県：936,000 円 その他：42,600,462 円 一財：31,382,793 円〉

*特定財源積算根拠

・国補：一時預かり事業費補助金	468,000 円
・県補：一時預かり事業費補助金	468,000 円
・使用料：認定こども園ふたば保育料	38,656,150 円
・負担金：一時預かり保護者負担金	202,002 円
・負担金：延長保育保護者負担金	181,800 円
・負担金：管外保育受託収入	999,010 円
・負担金：通園バス保護者負担金	536,000 円
・負担金：預かり保育保護者負担金	2,025,500 円

(目的)

小学校就学前の乳幼児に対し、保育指針、幼稚園教育要領に基づく一貫した保育及び教育を実施し、併せて延長保育、預かり保育、障がい児保育などの子育て支援を図る。

(内容)

幼保連携型認定こども園として 0 歳児から就学前の児童に対して一貫した教育保育の提供を行い、児童が安全で健康に過ごせる環境づくりに努めるとともに、保育教諭の意識改革に努めながら、児童個々の発達に合わせた教育・保育を実施した。

(H30.3.31 入園数 213 名)

(効果)

地域に開かれた施設として、音楽コンサートなど様々な交流の場を設けて地域とのかかわりをもつことができた。幼稚園・保育所の両方の機能をもつ幼保連携型認定こども園として、保護者の就労形態に関わらず幼児に一貫した教育保育を行うことができた。

○一時預かり事業（ふたば）に要する経費 (03020603) 102,998 円 (193,372 円) 決算書 P176

〈国・県：68,000 円 その他：34,998 円〉

*特定財源積算根拠

・国補：一時預かり事業費補助金	34,000 円
・県補：一時預かり事業費補助金	34,000 円
・負担金：一時預かり保護者負担金	34,998 円

(目的)

常日頃、保育所を利用していない家庭において、突発的な事情や社会参加、保護者の育児疲れなど、家庭での保育が困難な場合に一時的に児童を預かり需要に応じた保育サービスを提供する。

(内容)

利用人数 延べ 107 人 (0 歳児 23 人、1 歳児 40 人、2 歳児 44 人)

(効果)

一時預かり保育を開設することで、一時的に子どもを預かってほしい保護者の子育て家庭の一助となった。

○地域子育て支援センター（ふたば）に要する経費 (03020604) 536,298 円 (549,250 円)

決算書 P178

〈国・県：356,000 円 一財：180,298 円〉

*特定財源積算根拠

・国補：地域子育て支援拠点事業費補助金	178,000 円
---------------------	-----------

・県補：地域子育て支援拠点事業費補助金 178,000 円

(目的)

子育て親子の交流の場の提供、子育て相談・援助・情報の提供を実施し、月ごと季節ごとに事業を計画して、園児との交流及び地域住民とのふれ合いの場として支援する。

(内容)

利用人数 延べ5,676人(延べ2,727組)

(効果)

少子化、核家族による子育ての孤立化、育児不安・負担感を解消する手助けとなるように、子育て中の親子が気軽に集える相互交流等の場や情報の提供をすることができた。

○認定こども園ひまわり運営に要する経費(03020605) 76,076,419円(73,208,808円)

決算書 P178

〈国・県：838,000円 その他：44,310,083円 一財：30,928,336円〉

*特定財源積算根拠

・国補：一時預かり事業費補助金	419,000円
・県補：一時預かり事業費補助金	419,000円
・使用料：認定こども園ひまわり保育料	39,653,750円
・負担金：一時預かり保護者負担金	1,551,433円
・負担金：延長保育保護者負担金	72,200円
・負担金：管外保育受託収入	1,407,200円
・負担金：通園バス保護者負担金	574,000円
・負担金：預かり保育保護者負担金	1,051,500円

(目的)

小学校就学前の乳幼児に対し、保育指針、幼稚園教育要領に基づく一貫した保育及び教育を実施し、併せて延長保育、預かり保育、障がい児保育などの子育て支援を図る。

(内容)

幼保連携型認定こども園として0歳児から就学前の児童に対して一貫した教育保育の提供を行い、児童が安全で健康に過ごせる環境づくりに努めるとともに、地元シニアクラブとの多岐にわたる交流や、児童個々の発達に合わせた教育・保育を実施した。

(H30.3.31 入園数 228名)

(効果)

特色ある事業として八木節を取り入れ、様々な交流機会をもちながら地域とのかかわりをもつことができた。幼稚園・保育所の両方の機能をもつ幼保連携型認定こども園として、保護者の就労形態に関わらず幼児に一貫した教育保育を行うことができた。

○一時預かり事業(ひまわり)に要する経費(03020606) 394,567円(269,708円) 決算書 P182

〈国・県：262,000円 その他：132,567円〉

*特定財源積算根拠

・国補：一時預かり事業費補助金	131,000円
・県補：一時預かり事業費補助金	131,000円
・負担金：一時預かり保護者負担金	132,567円

(目的)

常日頃、保育所を利用していない家庭において、突発的な事情や社会参加、保護者の育児疲れなど、家庭での保育が困難な場合に一時的に児童を預かり需要に応じた保育サービスを提供する。

(内容)

利用人数 延べ791人(0歳児102人、1歳児489人、2歳児200人)

(効果)

一時預かり保育を開設することで、一時的に子どもを預かってほしい保護者の子育て家庭の一助となることで、安心して子育てができる環境整備と福祉の向上が図れた。

○地域子育て支援センター(ひまわり)に要する経費(03020607) 547,560円(635,269円)

決算書 P182

〈国・県：364,000円 一財：183,560円〉

*特定財源積算根拠

- ・国補：地域子育て支援拠点事業費補助金 182,000円
- ・県補：地域子育て支援拠点事業費補助金 182,000円

(目的)

子育て親子の交流の場の提供、子育て相談・援助・情報の提供を実施し、月ごと季節ごとに事業を計画して、園児との交流及び地域住民とのふれ合いの場として支援する。

(内容)

利用人数 延べ4,515人(延べ2,113組)

(効果)

少子化、核家族による子育ての孤立化、育児不安・負担感を解消する手助けとなるように、子育て中の親子が気軽に集える相互交流等の場や情報の提供をすることができた。

[保健福祉部 介護福祉課 所管]

○高齢福祉事務に要する経費(03010301) 49,812,854円(48,529,581円) 決算書 P152

[企画部 企画課 所管 14,341,000円含む]

〈国・県：2,025,000円 一財：47,787,854円〉

*特定財源積算根拠

- ・県補：地域包括ケアシステム構築支援事業費補助金 975,000円
- ・県補：老人クラブ活動等事業費補助金 1,050,000円
- (内訳) 老人クラブ事業費 848,000円
- 市町村老人クラブ連合会活動促進助成 202,000円

(目的)

高齢者が健康で生きがいを持って生活できるよう、各種事業を実施し、福祉サービスを提供する。

高齢者の豊富な経験・知識能力等を地域社会に役立ててもらうことにより、明るく健康的な地域社会づくりを推進する。

(内容)

- ・高齢者と子どものふれあい事業 3クラブ 240,000円
- ・地域ケアシステム推進事業委託料 4,950,000円
- ・在宅福祉サービスセンター運営事業委託料(延利用者数522人) 412,000円
- ・高齢者地域支援体制評価事業委託料(心配ごと相談2ヶ所一相談件数18件) 151,000円
- ・高齢者歩行補助車購入助成事業(補助対象者数35人) 206,829円
- ・市シニアクラブ連合会補助金 964,870円
- ・市単位シニアクラブ活動補助金(76クラブ) 2,974,100円
- ・高齢者労働能力活用事業費補助金(シルバー人材センター) 10,890,000円
- ・ひとり暮らし高齢者「愛の定期便」事業(対象者310人) 3,792,048円

- ・ねたきり高齢者等介護慰労金支給事業 5,160,000円
介護慰労金(20,000円) 258人
- ・ひとり暮らし高齢者等福祉タクシー利用助成事業 2,614,130円
交付者292人 利用実績 3,581枚

(効果)

地域社会の中で、高齢者が元気で生きがいをもって安定した生活が送れるように、各種福祉サービスを実施することにより高齢福祉の充実を図ることができた。

○老人ホーム入所措置に要する経費(03010302) 12,793,615円(14,118,870円) 決算書 P154

〈その他:1,162,394円 一財:11,631,221円〉

*特定財源積算根拠

- ・負担金:老人ホーム入所措置費扶養者負担金 1,162,394円

(目的)

生活環境や経済的な理由により居宅での生活が困難な高齢者を施設に入所措置を行うことにより、その心身の健康と生活の安定を図る。

(内容)

- ・養護老人ホーム措置費(老人ホーム入所者8人、ショートステイ1人) 12,783,615円

(効果)

経済的、環境的に困難な高齢者を養護老人ホームに措置することにより、当該高齢者の生活の安定と、高齢者福祉の向上が図れた。

○敬老事業に要する経費(03010303) 22,897,311円(22,922,764円) 決算書 P154

[総務部 総務課 所管 64,800円含む]

〈一財:22,897,311円〉

(目的)

長年にわたり地域・社会の発展に貢献してきた高齢者を敬愛し、長寿をたたえる敬老会の実施や祝金を支給することにより、長寿を祝福するとともに、市民に高齢者の福祉について関心と理解を深めることができる。

(内容)

- ・長寿祝報償金(100歳到達者10名・101歳以上長寿者21名) 399,799円
- ・敬老会 8,007,512円
 - (内訳) 敬老報償費(記念品、抽選会景品等) 6,438,969円
 - 旅費(記念品配付) 74,000円
 - 需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費) 1,207,255円
 - その他(手数料、筆耕翻訳料、音響委託料、トラック借上料) 222,488円
 - 電算関係(招待状) 64,800円
- ・敬老祝金 14,490,000円

対象者	金額(円)	人数(人)	計(円)
77歳	10,000	520	5,200,000
88歳	30,000	288	8,640,000
99歳	50,000	13	650,000
合計		821	14,490,000

(効果)

祝品配布により、市民の敬老意識を高めることができた。

○介護予防生活支援に要する経費（03010304） 958,000円（1,276,766円） 決算書 P156

〈一財：958,000円〉

（目的）

長年住み慣れた地域社会の中で引き続き生活ができるよう、ひとり暮らしの高齢者やねたきりの高齢者等に対して、各種サービスを提供することにより、高齢者の不安を軽減し、心身の安定を図ることができる。また、要介護者をかかえる家族の経済的な負担や精神的な負担も軽減することができる。

（内容）

- ・ねたきり高齢者等理髪サービス助成事業（交付者 216人 利用実績 479枚） 958,000円

（効果）

ねたきり高齢者や認知症高齢者及び介護家族に対する各種サービスにより、当該家族の経済的、精神的負担の軽減を図ることができた。

○介護保険事業に要する経費（03010305） 616,252,654円（602,371,591円） 決算書 P156

〈国・県：6,015,400円 一財：610,237,254円〉

*特定財源積算根拠

- ・国負：介護保険低所得者保険料軽減負担金 3,377,600円
- ・国補：地域介護・福祉空間整備推進交付金 949,000円
- ・県負：介護保険低所得者保険料軽減負担金 1,688,800円

（目的）

低所得者が介護保険のサービスを利用しやすいよう自己負担額の一部を助成する。また、介護保険事業を実施するために必要な経費を特別会計に繰出す。

（内容）

- ・介護サービス利用者負担助成事業費（該当者延 6,013人） 12,800,654円
- ・介護保険特別会計繰出金 601,330,000円
- ・介護事業特別会計繰出金 1,173,000円

（効果）

低所得者の負担軽減が図られた。また、安定して介護保険事業を実施できた。

○緊急通報システム設置に要する経費（03010306） 2,452,948円（1,337,608円） 決算書 P156

〈一財：2,452,948円〉

（目的）

ひとり暮らし等の高齢者が急病・事故など緊急時に消防署へ瞬時に通報できるシステムを設置することにより、安心して在宅で生活することができる。

（内容）

- ・緊急通報システム管理委託料（14台） 225,698円
- ・緊急通報事業費負担金（茨城西南地方広域市町村圏事務組合負担金） 266,000円
- ・緊急通報システム修理費（付替2台、撤去2台） 28,728円
- ・緊急通報システム設置費（21台） 1,932,522円

（効果）

ひとり暮らし高齢者が安心して日常生活を送ることができた。

○岩井福祉センター運営に要する経費（03010701） 31,447,000円（31,201,800円）

決算書 P160

〈その他：120,000円 一財：31,327,000円〉

＊特定財源積算根拠

・使用料：行政財産使用料 120,000 円

(目的)

地域における福祉活動の拠点として、地域住民の福祉ニーズに応じた各種相談、情報提供等の福祉サービス等を総合的に提供し、地域住民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図る。

(内容)

岩井福祉センター施設等の維持管理、利用許可及び利用料金に関する業務を行う。

・委託料：施設運営管理委託料 31,447,000 円

(効果)

地域住民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図ることができた。

○猿島福祉センター運営に要する経費 (03010702) 38,372,460 円 (36,844,000 円)

決算書 P160

〈一財：38,372,460 円〉

(目的)

地域における福祉活動の拠点として、地域住民の福祉ニーズに応じた各種相談、情報提供等の福祉サービス等を総合的に提供し、地域住民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図る。

(内容)

猿島福祉センター施設等の維持管理、利用許可及び利用料金に関する業務を行う。

・委託料：施設運営管理委託料 35,808,000 円

・工事請負費：屋根防水工事費、改修工事費 2,564,460 円

(効果)

地域住民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図ることができた。

[保健福祉部 健康づくり推進課 所管]

○精神保健事業に要する経費 (04010103) 467,157 円 (443,512 円) 決算書 P186

〈一財：467,157 円〉

(目的)

心の健康について正しい知識を持ち、精神的な疾病の予防と精神障がい者の地域生活支援や社会参加を促進する。

(内容)

こころの健康相談 11回、延べ26人

随時相談 電話相談・面接・訪問等延べ163件

精神障害者集団生活訓練（デイケア） 6回、延べ10人

(効果)

心の健康についての理解が深まり予防・治療へとつながった。また精神障がい者の社会復帰への支援ができた。

○献血推進に要する経費 (04010104) 163,800 円 (179,660 円) 決算書 P188

〈一財：163,800 円〉

(目的)

安全な血液製剤の安定供給を確保するため、市民への理解を深め血液不足の解消を図る。

(内容)

献血協力企業や市役所において移動採血車による献血を 23 日実施した。

200ml 20 人、400ml 827 人(申込者 1,014 人)の市民の協力を得ることができた。

(効果)

多くの市民の協力を得て、慢性的な血液不足解消に寄与することができた。

○休日医療対策に要する経費 (04010105) 34,409,000 円 (34,378,000 円) 決算書 P188

〈一財：34,409,000 円〉

(目的)

第一次救急医療体制の在宅当番医制による救急患者の診療体制と第二次救急医療体制として、休日及び夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療の確保を図る。

(内容)

- ・在宅当番医制運営事業：祝祭日、年末年始等における市民の急病患者的の医療を確保するため市内 14 医療機関の協力を得て実施した。(受診者数 840 人)
- ・病院群輪番制運営事業：坂東市、古河市、下妻市、常総市、八千代町、五霞町、境町の 4 市 3 町が共同で西南広域内 7 病院の協力により第二次救急医療業務を実施した。
- ・小児医療輪番制運営事業：坂東市、古河市、下妻市、常総市、八千代町、五霞町、境町の 4 市 3 町が共同で茨城西南医療センター病院・友愛記念病院・古河赤十字病院・古河総合病院の協力により実施した。(受診者数 546 人)

(効果)

救急患者及び重症救急患者の必要とする医療機関の安定化を図り、休日又は夜間における第二次救急医療体制を整えることにより安全・安心な市民生活を確保することができた。

○予防接種に要する経費 (04010201) 92,265,158 円 (93,461,928 円) 決算書 P188

〈一財：92,265,158 円〉

(目的)

伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するために予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、子供たちを感染症から守り、ワクチンで予防可能な疾患の発生を無くす。

(内容)

【A類疾病】	ヒブ	接種件数	1,317 件
	小児用肺炎球菌	接種件数	1,322 件
	四種混合	接種件数	1,367 件
	二種混合	接種件数	342 件
	B C G	接種件数	338 件
	不活化ポリオ	接種件数	25 件
	麻しん	接種件数	0 件
	風しん	接種件数	0 件
	麻しん風しん混合	接種件数	745 件
	日本脳炎	接種件数	1,492 件
	子宮頸がん	接種件数	3 件
	水痘	接種件数	557 件
	B型肝炎	接種件数	924 件
	【B類疾病】	インフルエンザ	接種件数
高齢者肺炎球菌		接種件数	719 件

(効果)

個別接種通知を行い、接種率向上に努めたことにより、感染症発生予防につながった。

高齢者を対象にインフルエンザ及び肺炎球菌予防接種の助成を行ったことにより、インフル

エンザのまん延、または肺炎による重症化を防ぐことができた。

○健康増進事業に要する経費 (04010202) 76,853,218 円 (78,974,664 円) 決算書 P190

〈国・県：4,334,000 円 その他：1,649,500 円 一財：70,869,718 円〉

＊特定財源積算根拠

- ・国補：新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業費補助金
1,144,000 円
- ・県補：健康増進事業費補助金
3,190,000 円
- ・諸収入：各種検診個人負担金
1,649,500 円
大腸がん検診負担金 3,249 人×500 円=1,624,500 円
喀痰検診負担金 50 人×500 円=25,000 円

(目的)

成人を対象に各種健診（検診）、健康教育、健康相談、訪問指導を通し、市民の健康意識を高め、心身ともに健康で豊かな生活を送ることができるよう支援することを目的とする。

(内容)

- ・胃がん検診 15 日 1,933 人
- ・大腸がん検診・結核検診・前立腺がん検診・肝炎検査・肺がん検診・喀痰検査・特定健診に準ずる健診 39 日 大腸 5,244 人、結核 6,854 人、肺がん 6,404 人、喀痰 101 人、前立腺 2,119 人、肝炎 436 人、特定健診に準ずる健診 473 人
- ・口腔機能測定 2 日 150 人
- ・乳がん検診 集団検診
マンモグラフィ 22 日 1,213 人
超音波 24 日 1,497 人
医療機関検診 436 人
- ・子宮がん検診 集団検診 25 日 2,140 人
医療機関検診 頸がん 419 人
頸部+体がん 4 人
- ・骨粗鬆症検診 2 日 370 人
- ・健康相談（健診結果、病態別） 102 回 1,642 人
- ・健康教育（出前講座 生活習慣病予防、健康づくりの講話） 33 回 2,887 人
- ・特定保健指導面接 340 人
- ・特定保健指導継続支援 運動教室 8 日 運動指導士による講話と実践 168 人
栄養教室 6 日 栄養士による講話 64 人
- ・がん検診推進事業
特定の年齢に達した方に対して、無料クーポン券を送付し受診の促進を図った。
子宮頸がん検診 12 人（再掲）
乳がん検診 90 人（再掲）

(効果)

各健診（検診）を実施することで、疾病の早期発見、早期治療につながった。また、健康教育、健康相談、訪問指導を実施することで、市民の健康管理、健康づくりへの意識が高まり、生活習慣病予防へつながった。

○母子保健事業に要する経費 (04010203) 41,705,568 円 (44,457,951 円) 決算書 P192

[保健福祉部 子育て支援課 所管 41,000 円含む]

〈国・県：1,433,734 円 その他：270,830 円 一財：40,001,004 円〉

※特定財源積算根拠

・国負：未熟児養育医療費負担金	351,823円
・国補：乳児家庭全戸訪問事業費補助金	453,000円
・県負：未熟児養育医療費負担金	175,911円
・県補：乳児家庭全戸訪問事業費補助金	453,000円
・負担金：未熟児養育医療費負担金	146,030円
・諸収入：各種検診個人負担金（乳歯フッ素塗布負担金） 312人×400円=	124,800円

(目的)

妊産婦・乳幼児を対象に各乳幼児健診・相談・教室・訪問等を実施し、子どもの健やかな心身の成長発達を促すとともに、養育者の育児不安の軽減、しいては虐待の予防を図ることを目的とする。

(内容)

- ・母子健康手帳交付 329 件
- ・委託医療機関での妊婦(14 回)・乳児(2 回)健康診査 妊婦 4,106 人 乳児 552 人
- ・乳幼児健診・育児相談等の個別対応実施 (受診者/回数/受診率)
3 か月児健診：330 人/12 回/97.1% 1 歳 6 か月児健診：329 人/12 回/95.1% 2 歳児歯
科検診：349 人/12 回/91.6% 3 歳児健診：360 人/12 回/92.1% ひよこサロン：87 人/12
回 すくすくサロン 141 人/12 回 乳幼児相談：284 人/12 回
- ・マタニティ・ファミリークラス：126 人/12 回
- ・離乳食教室：100 組/12 回
- ・ペアレントトレーニング：16 人/5 回
- ・心理士、理学療法士による発達相談・指導：283 人/37 回
- ・家庭訪問指導（妊産婦、新生児、乳幼児、心身障害児）：882 人
- ・歯みがき教室：486 人/7 回
- ・思春期保健：赤ちゃんふれあい体験教室 13 人/1 回 思春期の講話 1,307 人/22 回
- ・出前講座等：食育や子供の健康についての講話 80 組/8 回
- ・未熟児養育医療費の給付：4 人
- ・不妊治療費助成金の交付：39 人

(効果)

妊産婦の健康管理、乳幼児の疾病予防の早期発見につながった。

乳児家庭全戸訪問により、養育環境に問題のある家庭を早期に把握することが出来、支援につながった。

未熟児養育医療費の給付・不妊治療費助成金の交付により、対象者の経済的負担の軽減が図れた。

○健康づくり推進に要する経費 (04010301) 4,164,855 円 (3,794,258 円) 決算書 P196

〈一財：4,164,855 円〉

(目的)

健康増進を図り生活習慣病等の発病を予防し、健やかで心豊かに生活できる健康づくりを促進し、健康寿命の延伸を図る。24 時間の電話相談体制を整え、健康増進・救急医療体制の情報サービスを充実する。

(内容)

ばんどうホットライン24では、電話で健康づくり、健康管理、出産・育児などあらゆる相談、医療機関情報など、専門家により 24 時間適切なアドバイスを行う。

相談件数 1,494 件 利用内訳内容 :健康 15 件 医療 734 件 介護 138 件 育児 182 件

医療機関案内 113 件 メンタルヘルス 222 件 その他 90 件

(効果)

24時間年中無休体制により、利便性があり的確な対応がとれることで、安心な子育て・安心な生活確保ができた。

○食生活改善に要する経費 (04010302) 458,844 円 (483,933 円) 決算書 P196

〈一財：458,844 円〉

(目的)

市民が健康に毎日を過ごせるよう良い食習慣の普及活動を推進する。
生活習慣病を予防し健康で豊かな人間性を育むために、地域において計画的に食育を推進する。

(内容)

- ・ 高血圧予防等についての中央研修会を 5 回開催し 217 人に実施した。
- ・ 骨粗鬆症検診時に予防食の試食を 396 人に行なった。
- ・ 高齢者の健康・食事についての料理教室を 5 回開催し 93 人に指導した。
- ・ 健康まつりで、手作りおやつを試食提供を行った (398 人)。公民館まつりでヘルシーご飯と減塩味噌汁の試食提供を行った (495 人)。
- ・ 乳幼児健診でのおやつづくり 12 回 330 組に指導した。
- ・ 食文化伝承事業を 1 回開催し、40 人に指導した。

(効果)

食生活改善推進員が、地区の人たちと生活習慣病予防の話し合いや料理講習会を行うなど、地区伝達活動を行い、地域の人たちの食育をとおした健康増進に結びついた。